令和5年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和6年1月26日　午後1時30分							
閉会日時	令和6年1月26日　午後2時30分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（16名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	角田　隆章
	5	中村　耕二	6	山本　実雄	7	野口　兼幸	8	白濵　康範
	9	長尾　五男	10	尾﨑　康裕	11	坂瀬　達生	12	本村　元
			14	米山　孝	15	山田　勝久	16	糸柳　浩一郎
	17	荒木　富男	18	谷川　辰善	19	上村　孝幸		
欠席委員（3名）	2	山口　利治	13	寺坂　誠一				
推進委員出席委員（　名）								
欠席委員（　名）_								
署名委員	5	中村　耕二	11	坂瀬　達生				
事務局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:山口　徳広　事務職員:浜上　研人 会計年度任用職員:井川　勝博							
	分室　富　江:設楽係長　三井楽:阿野係長　奈留:岩下事務職員 岐　宿:川嶌主事　玉之浦:大賀係長							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 71 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 72 号	農地法第3条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 73 号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 74 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 75 号	農用地利用集積等促進計画（渡人から機構）に対する意見について	可　　決
	議案第 76 号	農用地利用集積等促進計画（機構から受人）に対する意見について	可　　決
	議案第 77 号	贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について	可　　決

＝午後1時30分開会＝

□事務局長

それでは、令和5年度　第11回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、13番委員より欠席の旨通知があっており、2番委員が少し遅れるようです。総会の出席委員は、19名中18名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を会長にお願いいたします。

○議長（会長）

みなさんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和5年度第11回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第71号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第71号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。2ページから8ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田21筆、畑80筆で、面積は 75,259.95 ㎡となっております。4月からの累計は、田169筆、畑473筆で、合計面積は 553,069.31 ㎡となっております。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第72号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

９ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第72号について質疑を行います。

なお、議案第72号の1番については、1番　委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

○議長（会長）

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第72号

1番　権利：所有権移転　有償

所在：向町　畑　3筆　　1,706 ㎡

譲渡理由：高齢により耕作できないので譲り渡す。

譲受理由：隣地の宅地・建物を買うので、一緒に購入し農業経営(甘藷)を行う。

1月17日に崎山地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長（会長）
では、採決いたします。議案第72号の１番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。
１番　委員の除斥を解き、出席を求めます。
－１番出席－

○議長（会長）
次に、議案第72号２番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
２番　権利：所有権移転　有償
所在：富江町　畑　１筆　1,939 ㎡
譲渡理由：離農しているので、譲渡したい。
譲受理由：取得し、経営規模を拡大したい。

１月17日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第72号２番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

○議長（会長）
質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第72号２番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第72号の2番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第73号、「農地法第第5条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。

12から13ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、14ページの議案第73号の1番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま使用し、敷地全体を砕石敷きとする事で土砂流失又は崩壊等の被害の発生が無いよう対策し、また、申請者は建築業を営んでおり建築用材の木材乾燥場として使用しますので周辺農地の営農等に被害の恐れはないと思います。雨水排水については、敷地内で自然流下とする計画です。

次に、15ページの議案第73号の2番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、市役所等の支所からおおむね 500mの区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であます。

申請地は、現状のまま使用し、隣接地の境界についてはブロック壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。隣接する農地と十分な距離を確保することにより日照等の被害や営農等に支障を生じさせないよう措置し、また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、16ページの議案第73号の3番をご説明いたします。
権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま使用し、敷地全体をコンクリート舗装とする事で土砂流失又は崩壊等の被害の発生が無いよう対策し、また、駐車場として使用しますので周辺農地の営農等に被害の恐れはないと思います。雨水排水については、敷地内で道路側溝に排出する計画です。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第73号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
はじめに、議案第73号の1番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます

□本山・大浜地区協議会会長
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第73号の1番について、当協議会は去る1月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第73号の2番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長
富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第73号の2番について、当協議会は去る1月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、つづきまして、議案第７３号の３番に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第７３号の３番について、当協議会は去る１月１７日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第７３号の１番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第７３号１番から3番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第７４号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
１７、１８ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がござ

います。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第74号の1番を審議します。

なお、本案については、16番　委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－16番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

1 番　　申請地　田 5 筆　9,959 ㎡

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第74号、貸借権の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、貸借権の1番は、原案のとおり可決されました。

16番　委員の除斥を解き、出席を求めます。

－16番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案第７４号の２番１以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
続きまして、2 番 1 以降をご説明いたします。

2 番 1　　申請地　畑 1 筆　9,763 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
2 番 2　　申請地　畑 3 筆　16,509 ㎡
2 番 3　　申請地　畑 2 筆　9,425 ㎡
以上、申請番号 2 番各号につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　田 2 筆、畑 1 筆　8,558 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
4 番　　申請地　田 2 筆　516 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

5 番　　申請地　田 1 筆　2,733 ㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして、所有権移転についてご説明いたします。

6 番　　申請地　畑 1 筆　1,894 ㎡
契約内容は売買となっております

以上、申請番号 2 番 1～6 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

○委員
確認ですけどいいですか。
４番は（議案書は）更新ですけど、（説明で）新規と言ったんですけど。

□事務局
説明で新規と言ってしまいましたが、記載のとおり更新です。申し訳ありません。

○議長（会長）

ほかにありませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第74号、貸借(たいしゃく)権設定の2番 1 から5番、所有権移転の6番については原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長(会長)

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第74号、貸借権設定の2番1外6件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長(会長)

次に、議案第75号「農用地利用集積等促進計画(渡し人から機構)に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用集積等促進計画について要約してご説明いたします。

23ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

それでは議案についてご説明いたします。

24ページをご覧ください。

1番1	申請地	畑2筆	2,511㎡
1番2	申請地	畑1筆	2,588㎡
1番3	申請地	畑1筆	1,825㎡
1番4	申請地	樹園地2筆	3,070㎡
	こちらは共有持ち分の過半の同意となっております		
1番5	申請地	田5筆	2,988㎡
1番6	申請地	田2筆	2,945㎡

以上、1番各号の契約内容は、使用貸借権が1番3で、ほかは賃貸借権となっております。

以上、1番各号の計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長(会長)

質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第75号1番1から1番6については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第75号1番1外5件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第76号「農用地利用集積等促進計画（機構から受け人）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第75号で説明したとおりでございますので省略いたします。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 75 号 1 番各号の利用権設定に係る集積等促進計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。
26ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 2 筆　2,511 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　1,825 ㎡
以上、1 番各号の契約内容は 1 番 1 が賃貸借権、ほかは使用貸借権となっております。

2 番　　申請地　　畑 1 筆　2,588 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

3 番　　申請地　　樹園地 2 筆　3,070 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

4 番　　申請地　　田 7 筆　5,933 ㎡
契約内容は賃貸借権となっております

以上、申請番号１番１から４番までの計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第76号1番1から4番については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第76号1番1外4件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第77号「贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます

□事務局
それでは、議案第77号　贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご説明いたします。
28ページをご覧ください。
まず、贈与税納税猶予の特例の適用要件についてご説明します。
贈与者については、贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、過去に農地を推定相続人に対し贈与し、その農地が相続時精算課税制度及び納税猶予の特例を受けていない事となっております。受贈者については、贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること、贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと、贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地において農業経営を行うこととなっております。納税猶予が打ち切られる場合としましては、その農地について第3者への譲渡、貸付、転用、耕作の放棄等があった場合、受贈者が特例農地等に係る農業経営を廃止した場合、3年毎に継続届出書を提出すべき受贈者が届出書を提出しなかった場合となります。新たに贈与税等の納税猶予を受ける場合には、農業委員会から適格者であるとの証明を受けなければなりませんが、今回この適格者証明の該当者はいませんでした。
29ページをご覧ください。
既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があり、その際は、農業委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。
今回、対象となりますのは、片山朋子　外8名でございます。対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会、及び委員への電話確認におきまして、引き続き農業経営を行っている旨、確認をいただいております。
以上です。

○議長（会長）
　質疑を行います。
　質疑がある方は、挙手願います。

○委員
　贈与税の猶予がなくて取得税だけあるというのがありますよねこの中で。どういうことですか。贈与税が発生しなかったということでよろしいですか。

□事務局
　そうですね。１１０万円という上限があるので、それ以下におさまったということです。

○委員
　農業経営を行っているのかいないのかなんで判断するんですかね。例えば家庭菜園並みでも農業なのか。販売額がどのくらいかなかったら農業経営にならないのか。

□事務局
　販売とかせずに自家消費でも農業経営をしていると判断させてもらってます。

○議長（会長）
　ほかになにかございませんか。

　では、挙手がないようですので、採決いたします。
　議案第７７号「贈与税納税猶予に関する適格者証明及び引き続き得農業経営を行っている旨の証明について」は、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

○議長（会長）
　出席委員の過半数に達しています。
　よって、議案第７７号についての「引き続き農業経営を行っている旨の証明を受ける者」片山　朋子ほか８件は、原案のとおり証明することに決しました。

○議長（会長）
　議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）
　次に報告・協議事項に入ります。

　報告・協議事項
　(1)　農家との絆を深める運動の各対策班報告について
　(2)　会議等報告・予定について
　(3)　農地利用状況調査の結果について
　(4)　その他
　について報告・協議

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第 11 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後2時30分　閉会＝